

(c) 準備として行う以下に要する費用

i ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用(樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。)

ii 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業は含む。(伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。)

(d) 除雪等の費用

(e) (a)から(d)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、当該建設副産物等の処理費用等

工事施工上必要な準備等に要する費用

(f) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

b 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(エ)の a の(a)、(b)、(c)とし、積上げ計上する項目は前記(エ)の a の(d)、(e)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

(オ) 役務費

a 役務費として積算する内容は次のとおりとする。

(a) 土地の借上げ等に要する費用

(b) 電力、用水等の基本料

(c) 電気設備用工事負担金

b 積算方法

役務費の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

(a) 借地料

i 宅地・宅地見込地および農地 $A=B \times 0.06 \div 12$

ii 林地およびその他の土地 $A=B \times 0.05 \div 12$

ただし、A:借地単価(円/m²/月) B:土地価格(円/m²)

(注)上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第25条及び同運用に係る場合に適用する。

(b) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。

(c) 電気設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力(1年未満の契約の契約期間の場合に適用。)の臨時工事費及び高圧電力甲等(1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用)の、工事費負担金を総称するものである。

- (b) 上記以外で積み上げる項目は、次の各項に要する費用とする。
- i 特殊な品質管理等に要する費用
 - (i) 土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
 - (ii) 地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験
 - ii 現場条件等により積み上げを要する費用
 - (i) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用
 - (ii) 試験盛土等の工事に要する費用、トンネル(NATM)の計測Bに要する費用
 - (iii) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器(鉄筋探査等)を用いた調査に要する費用
 - (iv) 防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用
 - iii 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用
 - (i) 調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。
 - iv ICT建設機械に要する以下の費用
 - (i) 保守点検(施工箇所が点在する工事においては、施工箇所毎の施工数量によるものとするため、箇所毎に必要な額を計上するものとする。)
 - (ii) システム初期費(1工事当たり使用機種毎に一式計上とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当たり使用機種毎に一式計上とする。)
 - (iii) 3次元起工測量
 - (iv) 3次元設計データの作成費用
 - (v) 3次元出来型管理・3次元データの納品及び外注経費等にかかる費用
なおシステム初期費については、1工事当たり使用機種毎に一式計上とする。
施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するものではなく、1工事あたり使用機種毎に一式計上するものとする。
 - v その他前記 i、ii、iii 及び iv に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
- (ク) 営繕費
- a 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。
 - (a) 現場事務所、試験室等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用
 - (b) 労働者宿舎の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用
 - (c) 倉庫及び材料保管場の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用
 - (d) 労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用(現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。) なお、貨物用モノレールを設置する場合やケーブルクレーン又はヘリコプターにより資材を運搬する場合、必要に応じて人送モノレールを計上することができる。

表6-5 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規	格
火薬庫	2級火薬庫 鋼製移動式	2t庫 5.0㎡
火工品庫	鋼製移動式	1t庫 3.2㎡
取扱所	鋼製移動式	3.2㎡
火工所	組立テント式	1.9㎡

(備考) 各都道府県等の条例、現場条件等により、現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は、小規模工事に準ずる。

イ) 小規模工事(大規模工事以外の工事)

表6-6 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規	格	摘	要
取扱所	鋼製移動式	3.2㎡	1日の使用量が25kg以下の場合 計上しない	
火工所	組立テント式	1.9㎡		

(注) 交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると判断される場合又は、各都道府県等で条例、その他別途定められている場合においては必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

(ii) 火薬庫類の営繕損料

表6-7 1現場当たり火薬庫類損料

火薬庫類等	規	格	損料(円)
火薬庫	2級火薬庫 鋼製移動式	2t庫 5.0㎡	620,000
火工品庫	鋼製移動式	1t庫 3.2㎡	523,000
取扱所	鋼製移動式	3.2㎡	459,000
火工所	組立テント式	1.9㎡	54,000

(注) 1 損料は、2年以下一律。

(注) 2 1現場当たりの使用期間が2年を超える場合は次のとおりとする。

(1) 2～年を超え4年以下の場合は、上表損料の40%増とする。

(2) 4年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮し別途積算する。

3 火薬庫類損料には、火薬庫類の設置・撤去、立入り防止柵、警報装置等の費用を含む。

(iii) 保安全管理費

ア) 火薬庫、火工品庫を設置する工事にあたっては、火薬類盗難防止に万全を期するため、必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。

ただし、上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし、次式により算定する。

保安全管理費＝火薬庫類設置期間(月)×30日／月×普通作業員単価(昼間単価)

(注) 火薬庫類設置期間は火薬を使用する工程の設計工程から求めるものとし0.5ヵ月単位(2捨3入)とする。

- イ) 火薬庫類の設置に当たり土地の借上げが必要な場合は、別途考慮することができる。
 - (c) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化に要する費用
第13現場環境改善費の積算要領により積算するものとする。
 - (d) その他、現場条件等により積上げを要する費用
 - (e) 同一の事業(同種の事業内容であった前身の事業を含む。)により設置された作業施設を使用して工事を施工する場合には、当該作業施設の使用に要する費用相当額を営繕費から控除するものとする。
- (ケ) 安全費
- a 安全費として積算する内容は次のとおりとする。
 - (a) 安全施設等に要する費用
 - (b) 安全管理等に要する費用
 - (c) (a)及び(b)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用なお、交通管理に要する費用(交通誘導員及び機械の誘導員等の費用)については、直接工事費のその他の費用に積上計上するものとする。
 - b 積算方法
 - (a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)及び(b)のうち下記項目とする。
 - i 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
 - ii 不稼働日の保安要員等の費用
 - iii 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置・撤去補修に要する費用及び使用期間中の損料
 - iv 夜間工事その他照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広範な工事(ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事)は除く。)
 - v 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
 - vi 酸素欠乏症の予防に要する費用
 - vii 粉塵作業の予防に要する費用(ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する粗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。)
 - viii 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用(工事用連絡設備含む)
 - ix 安全用品等の費用(**墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む**)
 - x 安全委員会等に要する費用
 - xi 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策にかかるガイドライン」における設備的防護対策に要する費用
 - (b) 上記以外で積上げ計上する項目は次の各項に要する費用とする。
 - i 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に設置する安全管理要員等に要する費用

- ii バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用
積算方法は、第13現場環境改善費の積算要領により積算するものとする。
- iii 高圧作業の予防に要する費用
- iv 河川および海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
- v ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
- vi トンネル建設工事における呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等)に要する費用。
トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等)の費用として、1工事あたり次式により「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。
呼吸用保護具等費用 = 1,660,000円 + 総労務費 × 0.5% (円)
なお、この計算式は呼吸用保護具の規格がB級(半面形面体)の場合に適用する。
このほかの規格を適用する場合は別途考慮するものとする。
なお、総労務費とは、1工事あたりのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費(鏡吹付施工労務費を含む)合計額とする。
(注)B級とは、濡れ率の性能等級を示す。
- vii 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等)に要する費用

viii 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用(トンネル(NATM)の計測Aに要する費用は除く)

ix ~~viii~~ その他、現場条件等により積上げを要する費用

(コ) 現場環境改善費

i 現場環境改善費として積算する内容は、次のとおりとする。

ア) 現場環境改善費率によって計上される費用

イ) 費用が高額となる積上げ計上される費用

積算方法は、第13現場環境改善費の積算要領による。

イ 現場管理費

(ア) 工種区分

現場管理費は、次表に掲げる工種区分に準じて算定するものとする。

(イ) 算定方法

現場管理費は、表6-8(第1表から第4表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率}(J_0)$$

なお、純工事費については、「第14-1間接工事費等の項目別対照表(表14-1)」によるものとする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

第12 職種区分

標準歩掛に示す職種の区分は、次表のとおりとする。

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
<p>01 特殊作業員</p>	<p>① 相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a 軽機械(道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの)を運転又は操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量 3 t 未満のブルドーザ・トラクタ(クローラ型)・バックホウ(クローラ型)・トラクタショベル(クローラ型)・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量 1 t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量 5 t 未満のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量 3 t 未満の振動ローラ(自走式)、ランマ、タンパ等を運転又は操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転又は操作して行うコンクリートの練上げ及び打設</p> <p>ホ. ピックブレーカ等を運転又は操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転又は操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転又は操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>b 人力による合材の敷均し及び舗装面の仕上げ</p> <p>c ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備(調整ビン機械室)を運転又は操作して行う骨材の製造、貯蔵又は運搬</p> <p>d コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
<p>02 普通作業員</p>	<p>① 普通の技能及び肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c 人力による小規模な作業(たとえば、標識、境界ぐい等の設置)</p> <p>d 人力による芝はり作業(公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。)</p> <p>e 人力による除草</p> <p>f ダム工事での骨材の製造、貯蔵又は運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能及び肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
08 ブロック工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの(49 建築ブロック工に該当するものを除く。)</p>
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能および必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a 配電器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従業者 ④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>
11 鉄 骨 工	<p>鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締め又は建方及び建方合番(相番)作業について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するもの及び鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場若しくは支保工の組立、解体等又は鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。)</p>
12 塗 装 工	<p>塗装作業について相当程度の技能を有し、塗装、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業(塗装のための下地処理を含む。)について主体的業務を行うもの(塗装作業上必要となる足場の組立又は解体に従事するもの及び23橋りょう塗装工に該当するものを除く。)</p>
13 溶 接 工	<p>溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接(ガス圧接含む。)又は切断について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するものを除く。)</p>
14 運 転 手 (特 殊)	<p>重機械(道路交通法第84条に規定する大型特殊免許又は労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの)の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転又は操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a 機械重量 3 t 以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシエル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
<p>14 運 転 手 (特 殊)</p>	<p>b 吊上げ重量 1 t 以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量 5 t 以上のウインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬</p> <p>c ロードローラ、タイヤローラ、機械重量 3 t 以上の振動ローラ(自走式)、スタビライザ、モータグレーダ等を運転又は操作して行う土砂等のかきならし又は締固め</p> <p>d コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転又は操作して行う路面等の舗装</p> <p>e 杭打機を運転又は操作して行う杭、矢板等の打込み又は引抜き</p> <p>f 路面清掃車(フラシ式フロントリフトダンプ)、除雪車(除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車(30kw級ホイール以外))等の運転又は操作</p> <p>g コンクリートポンプ車の運転又は操作(筒先作業を除く)</p>
<p>15 運 転 手 (一 般)</p>	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許(大型免許、普通免許等)を有し、主として機械を運転又は操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a 資機材の運搬のための貨物自動車の運転</p> <p>b もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転</p> <p>c 機械重量 3 t 未満のトラクタ(ホイール型)・トラクタショベル(ホイール型)・バックホウ(ホイール型)等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬</p> <p>d 吊上げ重量 1 t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転又は操作して行う資材等の運搬</p> <p>e アスファルトディストリビュータを運転又は操作して行う乳剤の散布</p> <p>f 路面清掃車(フラシ式フロントリフトダンプ以外)の(除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車(30kw級ホイール))等の運転又は操作</p>
<p>16 潜 かん 工</p>	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かん又はシールド(圧気)内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの</p>
<p>17 潜 かん 世 話 役</p>	<p>加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事又はシールド(圧気)内についてもっぱら指導的な業務を行うもの</p>
<p>18 さく 岩 工</p>	<p>岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬及びさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業(坑内作業を除く。)について主体的業務を行うもの</p>
<p>19 トンネル 特 殊 工</p>	<p>坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a ダイナマイト及びさく岩機を使用する爆破掘削</p> <p>b 支保工の建込、維持、点検等</p> <p>c アーチ部、側壁部及びインバートのコンクリート打設等</p> <p>d ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等</p> <p>e アーチ部及び側壁部型わくの組立、取付け、除去等</p> <p>f シールド工事(圧気を除く。)における各種作業</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工及び組立・取付作業並びに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの(47ダクト工に該当するものを除く。)
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付け又は目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業又はふきかえ作業について主体的業務を行うもの(39板金工に該当するものを除く。)
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業又はブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、柵等の木製建具の製作・加工作業に従事するもの(39板金工に該当するものを除く。)
46 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作及び取付作業に従事するもの(39板金工に該当するものを除く。)
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管およびダクトに保温(保冷、防霧、断熱等を含む。)材を装着する作業に従事するもの
48 建 築 ブロック工 (参考職種)	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体及び張壁の築造又は改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの(08ブロック工に該当するものを除く。)
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整又は撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導 警備員 A	警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導業務に従事するもの(警備員の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導 警備員 B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの